

○福島県特定非営利活動促進法施行条例

平成十年十月十六日

福島県条例第五十一号

改正 平成一五年三月二四日条例第一二号

平成一七年三月二五日条例第二三号

平成二〇年一〇月一七日条例第七〇号

平成二一年三月二四日条例第一八号

平成二二年一二月一七日条例第六九号

平成二四年三月二一日条例第一五号

平成二五年一二月二〇日条例第七八号

平成二七年一二月二八日条例第一一四号

平成二八年一二月二六日条例第九一号

福島県特定非営利活動促進法施行条例をここに公布する。

福島県特定非営利活動促進法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二一条例一八・一部改正)

(設立の認証の申請)

第二条 法第十条第一項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した同項の申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所又は居所

二 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにあつては、県の区域外に設置する事務所の所在地

三 設立しようとする特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 法第十条第一項の申請書に添付する書類のうち、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類には、法第十条第二項の規定による縦覧に供するものとしてそれぞれその写し一通を添えるものとする。

3 法第十条第一項第二号ハの条例で定める書面は、申請の日前六月以内に作成された次に掲げる書面とする。

- 一 役員が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者で国内に住所を有するものである場合にあっては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し
- 二 役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

（平一五条例一二・平二四条例一五・一部改正）

（補正することができる軽微な不備）

第三条 法第十条第三項（法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字その他の内容の同一性を失わない範囲の訂正に係るものとする。

（平二四条例一五・全改）

（設立の登記の完了の届出）

第四条 法第十三条第二項の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 設立の登記年月日

- 2 法第十三条第二項に規定する登記事項証明書及び財産目録には、法第三十条の規定による閲覧又は謄写（以下「事業報告書等公開」という。）の用に供するものとしてそれぞれその写し一通を添えるものとする。

（平二四条例一五・追加）

（役員の変更等の届出）

第五条 法第二十三条第一項（法第五十二条第一項において読み替えて適用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 変更年月日

三 変更事項

四 変更の内容

- 2 法第二十三条第二項（法第五十二条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をする場合における第二条第三項の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」と読み替えるものとする。

- 3 法第二十三条第一項の規定による県の区域内に主たる事務所を設置する特定非営利活

動法人又は認定特定非営利活動法人の届出に添付する変更後の役員名簿(法第十条第一項第二号イの役員名簿をいう。以下同じ。)には、事業報告書等公開の用に供するものとしてその写し一通を添えるものとする。

(平一五条例一二・一部改正、平二一条例一八・旧第三条繰下・一部改正、平二四条例一五・旧第四条繰下・一部改正)

(定款の変更の認証の申請)

第六条 法第二十五条第三項の認証の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した同条第四項の申請書を知事に提出して行うものとする。

- 一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 変更の内容
- 三 変更の理由

2 法第二十五条第四項の申請書に添付する書類のうち、同項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第二十六条第二項の規定により添付する役員名簿には、法第二十五条第五項において準用する法第十条第二項の規定による縦覧に供するものとしてそれぞれその写し一通を添えるものとする。

(平一五条例一二・一部改正、平二一条例一八・旧第四条繰下、平二四条例一五・旧第五条繰下・一部改正)

(定款の変更の届出)

第七条 法第二十五条第六項の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

- 一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 変更年月日
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由

2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、事業報告書等公開の用に供するものとしてその写し一通を添えるものとする。

(平二一条例一八・旧第五条繰下、平二四条例一五・旧第六条繰下・一部改正)

(定款の変更に係る登記事項証明書の提出)

第八条 法第二十五条第七項(法第五十二条第一項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による登記事項証明書の提出は、規則で定めるところにより、

次に掲げる事項を記載した提出書を添えて知事に提出することにより行うものとする。

一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 変更に係る登記年月日

- 2 法第二十五条第七項に規定する登記事項証明書(県の区域内に主たる事務所を設置する特定非営利活動法人又は認定特定非営利活動法人が提出するものに限る。)には、事業報告書等公開の用に供するものとしてその写し一通を添えるものとする。

(平二四条例一五・追加)

(事業報告書等の備置き等)

第九条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、法第二十八条第一項に規定する事業報告書等(以下単に「事業報告書等」という。)を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置くものとする。

- 2 特定非営利活動法人は、役員名簿及び法第二十八条第二項に規定する定款等(以下単に「定款等」という。)を、その事務所に備え置くものとする。

(平二四条例一五・追加、平二八条例九一・一部改正)

(事業報告書等の提出)

第十条 法第二十九条の規定による事業報告書等の提出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書を添えて毎事業年度初めの三月以内に知事に提出して行うものとする。

一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 事業年度

- 2 法第二十九条第一項の規定により提出する事業報告書等には、事業報告書等公開の用に供するものとしてそれぞれその写し一通を添えるものとする。

(平一五条例一二・一部改正、平二一条例一八・旧第六条繰下、平二四条例一五・旧第七条繰下・一部改正)

(事業報告書等の公開)

第十一条 事業報告書等公開は、規則で定める場所において行うものとする。

- 2 法第三十条の規定により閲覧又は謄写を請求するものは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事務所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名

二 事業報告書等公開に係る特定非営利活動法人の名称その他当該特定非営利活動法人を特定するために必要な事項

(平二一条例一八・旧第八条繰下、平二四条例一五・旧第九条繰下・一部改正)

(費用負担)

第十二条 前条第二項の規定により事業報告書等の謄写の交付を受けるものは、知事が定める額の当該謄写の交付に要する費用を負担しなければならない。

(平二四条例一五・追加)

(事業の成功の不能による解散の認定の申請)

第十三条 法第三十一条第二項の認定の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第三項の書面を添えて知事に提出して行うものとする。

- 一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 三 残余財産の処分方法

(平二一条例一八・旧第九条繰下、平二四条例一五・旧第十条繰下)

(解散の届出等)

第十四条 法第三十一条第四項の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出して行うものとする。

- 一 特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに清算人の氏名及び住所又は居所
- 二 解散の理由
- 三 残余財産の処分方法

2 法第三十一条の八の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

- 一 特定非営利活動法人の名称、清算人の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 清算中に就任した清算人の氏名及び住所又は居所
- 三 清算人が就任した年月日

(平一五条例一二・平一七条例二三・平二〇条例七〇・一部改正、平二一条例一八・

旧第十条繰下、平二四条例一五・旧第十一条繰下)

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第十五条 法第三十二条第二項の認証の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事

項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

一 特定非営利活動法人の名称、清算人の氏名及び主たる事務所の所在地

二 譲渡すべき残余財産

三 残余財産の譲渡を受ける者

(平二一条例一八・旧第十一条繰下、平二四条例一五・旧第十二条繰下)

(清算終了の届出)

第十六条 法第三十二条の三の規定による届出は、規則で定めるところにより、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書を知事に提出して行うものとする。

(平一七条例二三・平二〇条例七〇・一部改正、平二一条例一八・旧第十二条繰下、平二四条例一五・旧第十三条繰下)

(合併の認証の申請)

第十七条 法第三十四条第三項の認証の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した同条第四項の申請書を知事に提出して行うものとする。

一 合併しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 合併後存続する又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人にあっては、県の区域外に設置する事務所の所在地

三 合併後存続する又は合併により設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 第二条第二項及び第三項の規定は、法第三十四条第四項の申請書に添付する書類について準用する。

(平二一条例一八・旧第十三条繰下、平二四条例一五・旧第十四条繰下・一部改正)

(合併に係る登記の完了の届出)

第十八条 第四条の規定は、法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第四条第一項第二号中「設立の登記年月日」とあるのは「合併に係る登記年月日」と、同条第二項中「法第十三条第二項」とあるのは「法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項」と読み替えるものとする。

(平二四条例一五・追加)

(認定特定非営利活動法人の認定の申請)

第十九条 法第四十四条第一項の認定（以下「法人認定」という。）の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した同条第二項の申請書を知事に提出して行うものとする。

一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人にあつては、県の区域外に設置する事務所の所在地

二 設立年月日

三 事業年度

四 過去の法人認定の有無

五 法人認定又は法第五十八条第一項の特例認定（以下単に「特例認定」という。）の取消しの有無並びに法人認定又は特例認定の取消しがある場合にあっては、取消年月日及び取消しの理由

六 法第四十五条第一項第一号に定める基準の適合性

七 現に行っている事業の概要

2 前項の申請書に添付する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類には、法第五十六条の規定による閲覧又は謄写（以下「役員報酬規程等公開」という。）の用に供するものとしてそれぞれその写し一通を添えるものとする。

(平二四条例一五・追加、平二八条例九一・一部改正)

(認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請)

第二十条 法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した同条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書を知事に提出して行うものとする。

一 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、県の区域外に設置する事務所（以下「県外事務所」という。）の所在地

二 設立年月日

三 法人認定の有効期間

四 法人認定の有効期間の満了日の六月前の日

五 法人認定の有効期間の満了日の三月前の日

六 事業年度

七 法第四十五条第一項第一号に定める基準の適合性

八 現に行っている事業の概要

- 2 法第五十一条第五項において準用する法第四十四条第二項の規定により同項の申請書に添付する同項第二号及び第三号に掲げる書類には、役員報酬規程等公開の用に供するものとしてそれぞれその写し一通を添えるものとする。

(平二四条例一五・追加)

(認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出)

第二十一条 法第五十二条第一項において読み替えて適用する法第二十五条第六項の規定による届出をする認定特定非営利活動法人(県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は県の区域外に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人であって、県の区域内に主たる事務所以外の事務所を設置するものに限る。)は、同項に規定する定款の変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

一 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 変更年月日

三 変更の内容

四 変更の理由

- 2 法第五十二条第一項において読み替えて適用する法第二十五条第六項の規定による届出をする県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人であって、県外事務所を設置するものは、同項に規定する定款の変更をしたときは、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を関係知事(県外事務所が所在する都道府県の知事をいう。以下同じ。)に届け出なければならない。

- 3 県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人が提出する第一項の届出書に添付する変更後の定款には、事業報告書等公開の用に供するものとしてその写し一通を添えるものとする。

(平二四条例一五・追加)

(認定特定非営利活動法人の事業報告書等の提出)

第二十二条 法第五十二条第一項において読み替えて適用する法第二十九条の規定による事業報告書等の提出をする認定特定非営利活動法人(県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は県の区域外に主たる事務所を設置する認定特定非営利活

動法人であって、県の区域内に主たる事務所以外の事務所を設置するものに限る。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書を添えて毎事業年度初めの三月以内に知事に提出しなければならない。

一 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 事業年度

2 法第五十二条第一項において読み替えて適用する法第二十九条の規定による事業報告書等の提出をする県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人であって、県外事務所を設置するものは、毎事業年度一回、事業報告書等を関係知事に提出しなければならない。

3 法第五十二条第一項において読み替えて適用する法第二十九条の規定により提出する事業報告書等(県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人が提出するものに限る。)には、事業報告書等公開の用に供するものとしてそれぞれその写し一通を添えるものとする。

(平二四条例一五・追加)

(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人の定款の変更)

第二十三条 県の区域外に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人であって、県の区域内に主たる事務所以外の事務所を設置するものは、法第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書を添えて法第五十二条第二項に規定する社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を知事に提出しなければならない。

一 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び県外事務所の所在地

二 法人認定の有効期間

三 変更の認証の年月日

四 定款の変更の内容

2 県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人であって、県外事務所を設置するものは、法第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款をその認定特定非営利活動法人の関係知事に提出しなければならない。

(平二四条例一五・追加)

(認定特定非営利活動法人の代表者の変更の届出)

第二十四条 法第五十三条第一項の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

- 一 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び県外事務所の所在地
- 二 異動年月日
- 三 変更後の代表者の氏名及び住所
- 四 変更前の代表者の氏名及び住所

(平二四条例一五・追加)

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等)

第二十五条 認定特定非営利活動法人は、法人認定を受けたときは、法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、法人認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、法第五十四条第二項に掲げる書類を作成し、同項第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、同項第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、次条第三項第四号に掲げる事項を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

(平二四条例一五・追加、平二八条例九一・一部改正)

(役員報酬規程等の提出)

第二十六条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出をする認定特定非営利活動法人(県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は県の区域外に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人であって、県の区域内に主たる事務所以外の事務所を設置するものに限る。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書を添えて毎事業年度初めの三月以内に知事に提出しなければならない。

- 一 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び県外事務所の所在地
- 二 法人認定の有効期間
- 三 事業年度

2 法第五十五条第一項の規定による書類の提出をする県の区域内に主たる事務所を設置

する認定特定非営利活動法人であって、県外事務所を設置するものは、毎事業年度一回、法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を関係知事に提出しなければならない。

- 3 法第五十五条第二項の規定による書類の提出をする認定特定非営利活動法人(県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は県の区域外に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人であって、県の区域内に主たる事務所以外の事務所を設置するものに限る。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した提出書を添えて知事に提出しなければならない。

一 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 法人認定の年月日

三 法人認定の有効期間

四 助成金の支給を行った場合にあっては、次に定める事項

ア 支給日

イ 支給対象者

ウ 支給金額

エ 助成対象の事業等

- 4 法第五十五条第二項の規定による書類の提出をする県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人であって、県外事務所を設置するものは、助成金の支給を行ったときは、法第五十四条第三項の書類を関係知事に提出しなければならない。

- 5 第一項の提出書(県の区域内に主たる事務所を設置する認定特定非営利活動法人が提出するものに限る。)に添付する法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類又は第三項の提出書に添付する法第五十四条第三項の書類には、役員報酬規程等公開の用に供するものとしてそれぞれその写し一通を添えるものとする。

(平二四条例一五・追加、平二八条例九一・一部改正)

(役員報酬規程等の公開)

第二十七条 第十一条及び第十二条の規定は、役員報酬規程等公開について準用する。この場合において、第十一条第二項中「第三十条」とあるのは「第五十六条」と、同項第二号中「特定非営利活動法人」とあるのは「認定特定非営利活動法人」と、第十二条中「前条第二項」とあるのは「第二十七条において準用する第十一条第二項」と読み替えるものとする。

(平二四条例一五・追加)

(特例認定の申請)

第二十八条 特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書を知事に提出しなければならない。

一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人にあつては、県の区域外に設置する事務所の所在地

二 設立年月日

三 事業年度

四 過去の法人認定の有無

五 過去の特例認定（特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）による改正前の法第五十八条第一項に規定する仮認定を含む。）の有無

六 現に行っている事業の概要

（平二四条例一五・追加、平二八条例九一・一部改正）

(特例認定特定非営利活動法人への準用)

第二十九条 第五条、第八条及び第二十一条から第二十七条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第二十五条第一項、第二十六条第一項第二号並びに同条第三項第二号及び第三号中「法人認定」とあるのは「特例認定」と、第二十五条第一項及び第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「法第六十条の有効期間の満了の日」と読み替えるものとする。

（平二四条例一五・追加、平二八条例九一・一部改正）

(認定特定非営利活動法人の合併の認定の申請)

第三十条 法第六十三条第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した同条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書を知事に提出しなければならない。

一 合併しようとする認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 合併しようとする認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 合併後存続する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び二

以上の都道府県の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人にあっては、県の区域外に設置する事務所の所在地又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人にあっては、県の区域外に設置する事務所の所在地

四 法人認定の年月日

五 法人認定の有効期間

六 合併の効力の生ずる日又は生じた日

七 合併しようとする認定特定非営利活動法人及び認定特定非営利活動法人ではない特定非営利活動法人の事業の概要

(平二四条例一五・追加)

(特例認定特定非営利活動法人の合併の認定の申請)

第三十一条 前条の規定は、法第六十三条第二項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、前条中「同条第五項」とあるのは「同条第五項において準用する法第五十八条第二項」と、同条第四号及び第五号中「法人認定」とあるのは「特例認定」と読み替えるものとする。

(平二四条例一五・追加、平二八条例九一・一部改正)

(認定特定非営利活動法人等の合併に係る準用)

第三十二条 第二十五条第一項の規定は法第六十三条第一項の認定について、第二十九条において準用する第二十五条第一項の規定は法第六十三条第二項の認定について準用する。

(平二四条例一五・追加)

(電磁的記録による保存)

第三十三条 法第七十五条の規定により読み替えて適用される民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）第三条第一項の条例で定める保存は、法第十四条（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条第一項及び第二項、法第三十五条第一項、法第五十四条第一項（法第六十二条（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による備置きとする。

2 特定非営利活動法人が、法第七十五条の規定により読み替えて適用される電子文書法第三条第一項の規定により、前項に規定する備置きに代えて電磁的記録（電子文書法第二条

第四号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)の保存(電子文書法第二条第五号に規定する保存をいう。)を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(平二一条例一八・追加、平二四条例一五・旧第十六条繰下・一部改正、平二八条例九一・一部改正)

(電磁的記録による作成)

第三十四条 法第七十五条の規定により読み替えて適用される電子文書法第四条第一項の条例で定める作成は、法第十四条(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、法第二十八条第一項、法第三十五条第一項及び法第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による作成とする。

2 特定非営利活動法人が、法第七十五条の規定により読み替えて適用される電子文書法第四条第一項の規定により、前項に規定する作成に代えて電磁的記録の作成(電子文書法第二条第六号に規定する作成をいう。)を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(平二一条例一八・追加、平二四条例一五・旧第十七条繰下・一部改正、平二八条例九一・一部改正)

(電磁的記録による閲覧)

第三十五条 法第七十五条の規定により読み替えて適用される電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、法第二十八条第三項、法第四十五条第一項第五号(法第五十一条第五項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。))並びに法第五十二条第四項及び法第五十四条第四項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。))の規定による閲覧とする。

2 特定非営利活動法人が、法第七十五条の規定により読み替えて適用される電子文書法第五条第一項の規定により、前項に規定する閲覧に代えて電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(平二一条例一八・追加、平二四条例一五・旧第十八条繰下・一部改正、平二八条例九一・一部改正)

(事務処理の特例)

第三十六条 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、法及びこの条例に基づく事務のうち次に掲げる事務(二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)は、別表に掲げる市町が処理することとする。

- 一 法第十条第一項の規定による認証
- 二 法第十条第二項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び縦覧
- 三 法第十二条第三項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による通知
- 四 法第十三条第二項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理
- 五 法第十三条第三項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認証の取消し
- 六 法第十七条の三の規定による仮理事の選任
- 七 法第十七条の四の規定による特別代理人の選任
- 八 法第十八条第三号の規定による報告の受理
- 九 法第二十三条第一項の規定による届出の受理
- 十 法第二十五条第三項の規定による認証
- 十一 法第二十五条第六項の規定による届出の受理
- 十二 法第二十五条第七項の規定による登記事項証明書の受理
- 十三 法第二十九条の規定による事業報告書等の受理
- 十四 法第三十条の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等の閲覧又は謄写の実施
- 十五 法第三十一条第二項の規定による認定
- 十六 法第三十一条第四項の規定による届出の受理
- 十七 法第三十一条の八の規定による届出の受理
- 十八 法第三十二条第二項の規定による認証
- 十九 法第三十二条の二第三項の規定による意見の陳述及び調査
- 二十 法第三十二条の二第四項の規定による意見の陳述
- 二十一 法第三十二条の三の規定による届出の受理
- 二十二 法第三十四条第三項の規定による認証
- 二十三 法第四十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- 二十四 法第四十一条第二項の規定による書面の提示及び交付
- 二十五 法第四十二条の規定による命令
- 二十六 法第四十三条第一項及び第二項の規定による認証の取消し

二十七 法第四十三条第四項の規定による書面の交付

二十八 法第四十三条の二（法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

（平二二条例六九・追加、平二四条例一五・旧第十九条繰下・一部改正）

（委任）

第三十七条 この条例に規定するもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平二二条例一八・旧第十五条繰下、平二二条例六九・旧第十九条繰下、平二四条例一五・旧第二十条繰下）

附 則

この条例は、平成十年十二月一日から施行する。

別表（第三十六条関係）

（平二四条例一五・追加、平二五条例七八・平二七条例一一四・平二八条例九一・一部改正）

福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 二本松市 伊達市 会津坂下町 会津美里町

附 則（平成一五年条例第一二号）

この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第二三号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第二百二十四号。以下「整備法」という。）第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされている整備法第五十二条の規定による改正前の商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本は、整備法第五十二条の規定による改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。

附 則（平成二〇年条例第七〇号）

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二一年条例第一八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年条例第六九号）

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の福島県特定非営利活動促進法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第十九条各号に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）及び福島県特定非営利活動促進法施行条例（以下「法令」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においてはいわき市、白河市、二本松市又は会津美里町（以下「いわき市等」という。）の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法及び改正後の条例の適用については、当該いわき市等の長がした処分その他の行為又は当該いわき市等の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成二四年条例第一五号）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第三項第二号及び第三号の改正規定並びに同号を同項第二号とする改正規定は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二四年七月九日）

- 2 この条例の施行の際改正後の福島県特定非営利活動促進法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第三十六条各号に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）及び福島県特定非営利活動促進法施行条例（以下「法令」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては会津坂下町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法及び改正後の条例の適用については、会津坂下町長がした処分その他の行為又は会津坂下町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成二五年条例第七八号）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の福島県特定非営利活動促進法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第三十六条各号に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）及び福島県特定非営利活動促進法施行条例（以下「法令」という。）

という。)のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては会津若松市又は郡山市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法及び改正後の条例の適用については、会津若松市若しくは郡山市の長がした処分その他の行為又は会津若松市若しくは郡山市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成二七年条例第一一四号)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の福島県特定非営利活動促進法施行条例(以下「改正後の条例」という。)第三十六条各号に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)及び福島県特定非営利活動促進法施行条例(以下「法令」という。)のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては伊達市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法及び改正後の条例の適用については、伊達市長がした処分その他の行為又は伊達市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成二八年条例第九一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十号。以下「改正法」という。)附則第一条本文に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成二十九年四月一日(以下「別表の改正規定の施行の日」という。)から施行する。

(施行の日＝平成二九年四月一日)

(事業報告書等に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の福島県特定非営利活動促進法施行条例(以下「新条例」という。)第九条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新条例第九条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る改正前の福島県特定非営利活動促進法施行条例(以下「旧条例」という。)第九条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

(役員報酬規程等に関する経過措置)

- 3 新条例第二十五条第二項(新条例第二十九条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項(新条例第二十九条において準用する場合を含む。)に規定する書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧条例第二十五条第二項(旧条例第二十九条において準用する場合を含む。)に規定する書類については、なお従前の例による。

(助成金の支給に係る書類に関する経過措置)

- 4 新条例第二十五条第三項(新条例第二十九条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項(新条例第二十九項において準用する場合を含む。)に規定する書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧条例第二十五条第三項(旧条例第二十九条において準用する場合を含む。)に規定する書類については、なお従前の例による。

(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に改正法による改正前の特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「旧法」という。)第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人(以下この項において「認定特定非営利活動法人等」という。)による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧条例第二十五条第四項(旧条例第二十九条において準用する場合を含む。)に規定する書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに旧条例第二十六条第三項(旧条例第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による知事への書類の提出及び旧条例第二十六条第四項(旧条例第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による関係知事への書類の提出並びに書類の閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

(事務処理の特例の経過措置)

- 6 別表の改正規定の施行の際別表の改正規定による改正後の福島県特定非営利活動促進法施行条例(以下「改正後の条例」という。)第三十六条各号に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法(以下「法」という。)及び福島県特定非営利活動促進法施行条例(以下「法令」という。)のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は別表の改正規定の施行の日前に法令のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、別表の改正規定の施行の日以後においては福島市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、別表の改正規定の施行の日以後における法及び改正後の条例の適用については、福島市長がした処分その他の行為又は福島市

長に対してなされた申請その他の行為とみなす。